

第9回 和歌山県河川審議会議事録
(公開用)

日時：平成19年11月2日(金)14時00分～

場所：アバローム紀の国 4階 羽衣の間

事務局よりごあいさつ

委員のご紹介

会議録署名委員の指名

○議長 それでは、早速ですが議事の（１）に入らせていただきます。

最初は、河川計画制度について説明をお願いしたいと思います。

○事務局 では、事務局からご説明させていただきます。

前のパワーポイントをごらんいただきたいと思います。

まず、河川法の改正の流れというのを最初に踏まえておきたいというところ です。

河川法につきましては、明治 29 年に最初の河川法が策定されまして、そのときは治水を目的に河川整備をするといった内容でございました。その後、高度成長期前の昭和 39 年でございますけれども、このときに水資源の利用ですとかそういった観点から河川整備の目的に治水、そして利水が加わりました。その後、いろいろな議論がございまして、河川環境に対するニーズが高まってきたと。こういったことを踏まえまして、河川整備の目的に治水、利水、そして環境が新たに加わったと。これが 10 年前になります。平成 9 年のこと でございました。

その際に、目的に環境が加わったという点と、それからもう一つ大きく変わった点がござ います。それまで、昭和 39 年までの河川法においては、この手続、上に書かれている手 続によって河川の計画が策定されておりました。このとき、工事实施基本計画というもの を策定していたわけでございますけれども、その際には、河川管理者が河川管理者の判断、 案を作成いたしまして、河川審議会のご意見をいただいて基本計画、工事实施基本計画を 策定していたわけでございます。この間に、住民ですとか地域の関係の方から意見を反映 させるという手続がこのフローからは抜けていたわけでございます。その後、地域の方々の 意見、流域に関係される方々の意見を取り入れた形で計画を立てていこうということも ございまして、新しい計画制度に移行しております。

新しい計画制度に移行する際に、以前は工事实施基本計画 1 本で全体の河川工事に係る 計画すべてを立てていたわけでございますけれども、二段構えの制度といたしまして、一 段目は河川整備基本方針という計画、これで流域の大まかな整備の方向性をここで位置づ

ける、そして具体的にどの区間をどのように川幅を広げるですとか、こういった希少種に着目して施工方法をこのようにするとか、具体的な内容については河川整備計画の中で決めていくという形にいたしました。

河川整備基本方針を策定するのが今回の河川審議会にお願いをしている内容でございますけれども、河川整備基本方針につきましては、河川審議会、これは前の工事实施基本計画と同様でございますけれども、河川審議会、国においては国の設置する河川審議会、二級河川においては都道府県が設置する河川審議会においてご意見を賜りまして、基本方針を策定していくという流れになっております。

そして、この大きい方向性に基づいて河川整備計画、具体の工事内容をこちらに書き込むわけですが、こちらに書き込む際には、再度学識経験者から意見を求める、そして関係者から意見を求める、住民からも意見を募集してその内容を反映させて河川整備計画というものを策定する、こういった形になっております。

単に二段構えになったという面だけではなくて、例えば治水事業は皆さんもご案内のとおり長い期間を要するものでございます。ですから、最終形、最終的にどちらの方向、こういった形まで整備するかというのを河川整備基本方針に示しまして、そしてあとは具体の整備については段階を踏まえてステップ・バイ・ステップで整備していくという現状がございます。ですから、最終的に、例えば河川整備基本方針では30年確率洪水に対応するという大きな方針が書かれていたとしても、河川整備計画においては、例えば、ひとまず、とりあえず10年確率洪水に対応する整備をしようですとか、そういったステップ・バイ・ステップの考え方がこちらの河川整備計画の方で実現される。ただしステップ・バイ・ステップで順を追って整備の段階を上げていく際に、間違った方向、別の方向に進んで軌道修正するということになるとう戻りの施工工事が生じてしまいまして、これは税金のむだ遣いになりますので、手戻りを避ける意味からも最初に大枠の河川整備基本方針を定めておくという枠組みになってございます。

これは今、私が口で説明申し上げた内容ですが、河川整備基本方針と河川整備計画、こういう二段構えの計画になっておりまして、河川整備計画を策定する際には流域住民アンケートを行ったり、流域委員会から、学識者からご意見を賜ったり、パブリックコメントを実施したりと、そういった形で関係者の皆様方のご意見を反映させるといった計画づくりをします。

今回、委員会の一番最後にご説明させていただきますけれども、今回、河川整備基本方

針を策定する際にもパブリックコメントを実施しようということを考えております。これは河川法で義務づけられた手続ではございませんが、できるだけ丁寧にやっていきたいという考えもございまして、和歌山県ではこういう流れで基本方針を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

今申し上げたような手続で基本方針を順次策定してまいりまして、現在基本方針、整備計画両方ともでき上がっている河川が3水系、流域が3つございます。それから基本方針が既にでき上がっていて整備計画がまだでき上がっていない流域が3つ、そして基本方針整備計画ともまだでき上がっていない水系が9つございます。和歌山県が管理している県の二級水系、全部で85ございますので、この数から比べると、全体数は大分多いわけでございますけれども、今回ここで集計をしたのは和歌山県内で事業実施中、予算づけがあって事業を実施している河川について状況を整理するとこのような状況です。

ですから、この3水系と3水系を足した6水系では基本方針ができ上がっておりますけれども、ほかの85マイナス6水系ですから、79水系においては基本方針ができていない、できていないんですが、この事業実施中の河川については特に急いで基本方針をつくりたいと、優先度が高いというふうに考えていますことから、まず、このあわせて16水系については優先的に基本方針、整備計画を策定していきたいというふうに考えて作業を進めているところでございます。

これは、今申し上げた水系と、あと加えまして全部で20水系の状況を示しておりますけれども、想定氾濫区域内の資産、資産高を指標にいたしまして、資産高の多い河川を順に20番まで並べています。上から順に見てまいりますと、有田川が一番資産高が高いわけでございますが、これについては今調査中という段階でございます。そのほか、ずっと策定中ですか調整中、それから山田川のようにほぼもう整備が終わっているので新しい計画づくりの優先順位としては最後の方になってくるのかなと思いますけれども、改修済みの河川については作業はしておりません。そして上からずっと見てまいりまして、14番目に資産が大きい太田川、そして17番目の那智川について今回ご審議をお願いしたいと考えております。

基本方針を策定するに当たりまして、基本方針に書き込まなければいけない事項というのが河川法施行令第10条の2で定められております。具体的には「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、それから基本高水、計画高水、そして流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項」、こういった内容について基本方針には

書き込むことが義務づけられておりまして、今回の案もこれに基づいて目次立てをさせていただいているところです。

以上、概略でございますが説明させていただきました。

○議長 はい。どうもありがとうございます。

河川の制度が改正されてから10年経ちまして、その間にそれぞれ基本方針、整備計画について徐々に策定されているんですが、そのテンポが遅いとよく言われているわけです。和歌山県も、先ほどのご挨拶の中にもありましたように、途中ブランクがありまして、実際には河川の事業が動いていますが、それは旧河川法の制度、すなわち工事実施基本計画に基づいて進められているということで、前回の審議会でもそのあたりのご意見、現場との齟齬についてのご意見があったわけでございます。この河川審議会では、河川の整備基本方針、すなわち水系全体をにらみ、しかも長期的な将来像に関して議論し、その方針を定めるというのが趣旨でございます。

今の説明で初めての方はわかりにくい点もあろうかと思いますが、何かご質問があったらしていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。徐々に具体的な基本方針の事例に基づいて理解を深めていただけたらと思えます。ただ、最後の方のパワーポイントにあった水系別の表を、私どももいただけたらと思うんですが。パワーポイントを見せていただけますか。これは、氾濫区域内の資産高だけですが、河川の諸元、流域面積とか工事実施基本計画の流量とか、それから人口とかを一覧表にして皆さんにお配りいただいた方がいいんじゃないかなと思うんです。それである程度、河川の重要度といいますか、河川間の相対的な位置づけもできますので、お願いしたいと思えます。

○事務局 次回の審議会のときに資料を用意いたしましてご説明させていただきます。

○議長 それでは、次の議題に入らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、議事の(2)ですが、二級河川那智川水系河川整備基本方針(案)について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 はい。ご説明させていただきます。

最初に、案のご説明に入る前に、前回の審議会の際に4つご質問をいただいて宿題になっていたという話ですので、資料3でございますけれども、まずその説明をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

前回いただいていた宿題の内容でございますが、まず1点目「流下能力の結果と過去の被害実態が整合していない。検討結果を確認すること」という点。それから2点目が「紀

の川等では河床低下が著しいのですけれども、河床低下について考慮して土砂管理を実施すべき」というご意見をいただいております。それから3点目が「短時間雨量の記録を整理することで、流域の特性がより明確になるのではないか」というご意見をいただいております。4点目ですが「整備断面については環境に配慮する事項と横断形、前回ごらんいただいた資料に示していた横断形ですが一致していない。位置的な状況も示して、河川環境の整備と保全について、具体的に示してほしい」というご意見をいただきました。

順番に1番目からご説明させていただきたいと思います。

前回ご指摘いただいておりますのが、この部分、これ昭和63年9月洪水において浸水状況、実績の浸水の状況を那智勝浦町が整理したものでございます。この赤いところが水が氾濫してあふれていたというところでございますが、この部分についてはあふれたという実績がこのときには記録されておられません。一方で、川の水の流れやすさを前回整理した資料をごらんいただいていると思いますけれども、川の水の流れやすさを我々が整理した資料の中では、この部分が水が流れづらいという整理になっておりまして、それであればこのときもここからあふれていて当然なのではないかというご指摘をいただいております。ご指摘いただきまして、川の水の流れやすさの評価について再度見直しをいたしました。

見直しをいたしまして、先ほどぐっと湾曲をしていた部分がおおむね2,000メートルです。この付近になりますけれども、この付近が以前の評価ではぐっと狭まっていた、最初にこの表の見方でございますけれども、川に水が流れてきたときに、毎秒何 m^3/s の水までは安全に流すことができるかを見るグラフなどでございますけれども、こちら側が河口側、それから順に河口から何メートルというのが横軸になっております。縦軸の方は右岸側、川の上流から下流を見て右手側の堤防の状況ですとかそういったものを見て、右岸側からあふれ始めるのが何 m^3/s の流量になるか、それがこの青いグラフに示されているものです。かなりがたがたしてはございますけれども、現状としてはこのような評価になっていると。同じく左岸側について安全に流せる流量を、今度こちら側、軸が下向きの軸にとっておりますけれども、流量をこのように整理したと。そして、ちなみにこの赤で書かれているのが、今回河川整備基本方針で最終的な目標の流量としてセットしようとしている30年確率洪水のラインですから、この部分については、例えば基本方針で設定する洪水が流れてきたときにあふれてしまうというような状況がこのグラフからわかります。

前回のお話に戻りますけれども、おおむねこの2,000メートル付近のところで、ここは

ずっと歯抜けのような形でぐっと流下能力が低いというような整理になっていたんですけども、この点につきまして現地の地形を確認したところ、ここについてはおおむね流下能力があるということがわかりまして、先ほどの実態、1枚戻っていただきたいんですが、ここがあふれなかったのは、やはり事実そういう状況なのだろうということが確認されました。ご指摘いただきまして先ほどの、こちらのグラフについては修正をして評価をし直しているところでございます。

というわけでございますけれども、これは同じく那智勝浦町が整理した実績を重ね合わせたものです。先ほどの昭和63年9月の洪水、それから平成10年9月、平成13年8月、9月、それぞれの4つの洪水の浸水状況を重ね合わせましてハザードマップを作成しているところでございますけれども、やはり先ほど見たところ、この付近については安全であることがわかりましたが、そこより少し上流のところでは堤防が低いというか流下能力が足りないところがありますので、恐らくそこからあふれてこのように氾濫が拡散した、もしくはこのエリアに降った雨が、水はけが悪くてたまることによってこの部分が浸水してしまった、いずれかではないかというふうに考えているところでございます。基本的に、流下能力図については見直しまして、現状と整合をとれるようにいたしました。

次に、河床低下の状況についてです。

先ほどの宿題の中にもありましたように、紀の川では河床低下が見られるというようなお話をいただいておりますけれども、那智川においては、これが平成17年度の川底の一番深いところを連ねたグラフです。赤い点が平成17年度、そしてちょっと一部足りない部分もございまして、平成10年度、この青いラインの観測結果がございまして。

この2つ、平成10年と17年を見比べたときに、著しく全体で河床が下がってきているというような状況が確認される場合には、例えば砂利の採取を禁止するですとか、上流で河床が下がっている状況に対応して川の整備をしていくということを考えていかなければいけないんですけども、現状、大きく川底が下がっているというような状況は確認されておりません。もちろんこの河口付近の部分、河口から1キロの区間についてはその後のデータがございませんので、ここについては今後も見えていかないといけないというふうに考えております。

そこで、河川管理者といたしましては、今後もモニタリングは続けるということをやりたいと思います。また、ちなみに現状、その砂利採取はこの那智川においては実施されておりませんので、今後急激に河床が下がってくる、川底が下がってくるといった懸

念は今現状としてはないのではないかというふうに考えているところです。

これ、ちなみに流域の航空写真における流域の状況についてもこういった航空写真がございまして、これ平成8年当時の写真でございます。

これが平成17年の写真です。両方を見比べて、大きく開発が進んでいるといったところもないので、土砂がたくさん出るように、例えば開発によって土砂がたくさん出るとか、そういった懸念も今現状としてはないというふうに考えております。今後、大規模な開発などが現場で確認された際には、この写真を参考にしてその影響についてまた考えていくといったことをやっていきたいと思っております。

次に、近年の短時間雨量の記録を整理することで流域の特性がより明らかになるのではないかというお話をいただきまして、こちら左側のグラフですが、これは国が整理したものです。短時間豪雨、最近よくニュースでは聞くんですけども、実のところ確率的に起きている事象ということもありまして、同じ流域で繰り返し起きているかということとそれほど頻繁に同じ流域が集中的に豪雨を記録しているというよりは、ゲリラ的にあちこちで集中豪雨が発生しているというのが現状だというふうに認識しております。

そういった意味からも、この集計については、全国で集計をしているんですけども、時間雨量50ミリ以上の降雨の発生回数をそれぞれ年を追ってグラフにしたものです。平均的に見ますと、昭和51年から60年の間、それから60年から次の10年間、そしてさらにその次の10年間、こういった形で割って見ていきますと、回数の平均値が50年代に比べますと、平成8年から17年は、国の場合、約1.5倍にふえている、200回から大体300回ぐらいといった形でふえているのが統計からわかります。

同じ作業を和歌山県内においても実施いたしました。このグラフは、今回の太田川ですとか那智川に着目して実施したものではなくて、県内全体でデータを集計したものですけれども、県内を見ますと、昭和51年からの10年間に比べて直近の平成8年から17年の間のデータ、これが大体5回から10回以上ですから、2倍以上ぐらいに回数がふえてきています。この統計から見る限り、全国でももちろん集中豪雨がふえているわけですけども、県内においてはより顕著にふえてきているというような状況が確認できるのではないかと思います。

こうした状況を踏まえまして、やはりハードとソフト、両方あわせて整備していくといったことが必要なのだろうというふうに考えておりまして、最近ではハザードマップを各市町村につくっていただけるように河川課としても支援をしているといった状況にござい

ます。

それから、河川の横断面について、前回ごらんいただいた横断が基本方針に書かれている理念と合っていないのではないかというようなご指摘をいただきました。これが1つの案でございませけれども、こうした形で河畔の植生ですとか、それから川底についても水平に切っていくのではなくて、川なりに自然の形を残すといった形で河川を整備していきたいというふうに考えております。

この具体的な形につきましては、先ほど河川整備基本方針と河川整備計画の説明で申し上げましたように、整備計画で、どこの区間についてはこういう断面で、というのをより細かく見てまいりたいと思います。ですから、基本方針の文面を見ていただきますと、こういう瀬や淵を保全するですとか河畔林を保全するといった方向性の話にとどまっておりますけれども、その方向性を十分踏まえまして整備計画の策定をしていきたいというふうに考えているところです。

以上、前回の宿題についてまずご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長 あと基本方針の説明に入るわけですが、その前に、前回の宿題に対する事務局の回答について、何か。よろしいでしょうか。はい。

○委員 すいません。3の図のところの雨量傾向のところでございませけれども、これと歌山県内におきましての51年から61年と最近の10年とにおいて2倍以上ふえているということで、全国的にも1.5倍というお話がありましたけど、これ何か原因があつてのお話なんでしょうか。

○事務局 この原因については、温暖化が原因であるというふうに指摘されている専門家もおられますし、学会で定説になっているかどうかはよくわからないところでございませけれども、そのように指摘される方が近年多いという状況はあると思います。

○委員 はい。ありがとうございました。

○議長 ほかに何か。はい、どうぞ。

○委員 すいません。流れがあるのでどこで意見を述べていいかちょっとわかりにくいんですけども、底を全部掘るってこの間おっしゃっていたのを、底は全部掘らないようにと言われたんで少し安心しましたけども、実は私は那智に住んでいますので、もう那智川と太田川にはすごい熱が入るんで困ってしまいます。

審議会で、ここで審議してどうするこうするというのも大事なんですけども、本当は現地を見ていただいて、これは残したいなとか、ここはこうしたらいいなとか、本当に、私

たちは環境の面からしか意見を言われたいんですけど、専門家の方に、これはもうこのままでいいとか、そういうふうに言っていただいたら安心して、もうここはどうしようもないとかと言われたらもうあきらめますし、だからそういうやっぱりここで話しするだけじゃなくて、実際現地へ行って見ていただくとか、そういう計画もあってもいいんじゃないかと思います。

ワークショップと今さっきおっしゃいましたけれど、那智川のワークショップが去年の暮れに4回あったんです。でもそれは何か、本当に役に立ったのかなとみんな何か疑問に思うようなワークショップだったんです。コンサルの方が来られて、コンサルの方も、どこから来られたんですかと言ったら西宮とか大阪とかと言われて、書類だけはばーんといっぱいあって、何か言うこと皆全然通らないというか、もう決まったことにちょっとどの木を植えるかとか、何を置くかとかって、その程度ぐらいのワークショップだったんです。アンケートもあったんですけど、アンケートは一般の方というか観光客に対するアンケートだったんです。それも何か役に立ったのかなという感じで、印刷代と、もったいなかったん違うかなというそういうので、やっぱりアンケートも大事ですけども、もうちょっと川に関心がみんな持てるようなアンケートにするとか、もうどうするこうするとかいうようなことはもう決まりきったことで、本当に魚とか、那智川にはカワセミも住んでいるんです、私が見に行ったらちょうどカワセミがぴゅんぴゅん飛んで茂みの中に入っていったんです。その茂みはもうつぶされます。それから大きなこんなコイが、お化けみたいな大きなコイがいるんですけど、それも今までだったら淵の中に隠れていたのかなと思って、無事でしたのかなと思うんですけど、それもどうなるのかなとか、すごく心配事ばかりなんです。一度皆さん、本当にいいとこなんで、那智川とか太田川とか見に来ていただきたいなと思うんです。すいません、長々と。

○議長 はい。どうもありがとうございました。

この河川整備基本方針を議論する河川審議会では、県下全体にわたって河川環境をいかによくしていくか、そのためにはどういうところに注目すべきかという視点で議論していただく。今のご発言は、実際に太田川や那智川の近くでいろいろ調査され、見ておられるというお話ですが、その河川の整備計画については、やはり委員会がつけられています。先ほど整備計画の方の委員会の進行状況についてはお話がなかったんですが、地域住民の方とか、自治体の方とか、学識経験者が現場へ行って、そういった指摘をしていただくようなことになろうかと思います。太田川、那智川に関して整備計画の委員会がどのように

進んでいるか伺いたいと思います。

○事務局 今、現状といたしましては、河川整備計画を策定するための委員会ですとかワークショップはまだ設定しておりません。そのやり方自体もこれから議論していかねばいけないと思っています。その際に、今ご指摘いただいたような河川環境面についても、今回河川整備基本方針では目指すべき流域の方向性ですとか基本的に重要な配慮事項ですとかそういった点についてこの中できっちりまとめて、そしてそれを踏まえて調査を実施し、またご意見をいただきながら河川整備計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 はい。これから基本方針案について説明があって、その中で太田川、那智川の特徴がその方針の中に織り込まれているかどうか、ご議論いただければと思います。

それでは、先ほどの回答に対しても振り返ってご質問いただいてもよいかと思っておりますので、先に那智川の基本方針（案）について説明していただけますでしょうか。

○事務局 はい。説明させていただきます。

こちら側、目次をちょっとまず出してもらえますか。

先ほど、目次構成についてご説明させていただきましたが、お手元の資料もごらんいただきたいと思いますが、お手元の資料の資料2でございます。開いていただくと目次がありまして、先ほどの話を踏まえて目次構成をここに書かれているとおりにしております。

それで、まず大きく1と2に分けておりますけれども、1のところ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針のこの1番のところ、まず概要ですとか現状について整理をしております。そして2番のところ、整備の基本となるべき事項について書いている、そういった構成になっております。それから、すいません、ちょっと戻ってください、この1番の(1)のところ、それぞれ治水の現状ですとか河川利用の現状、河川環境の現状について整理をしまして、1番の(2)で具体的にどのような方針で整備していくかといった内容を書いております。それで2番においては、具体的にどれぐらいの流量に対応して整備するかといった内容を簡潔にまとめている、そういった構成になっております。

それでは、内容の現状については前回の審議会でご説明させていただいておりますので、この(2)番以降の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

じゃ、こちらのパワーポイントの方に移りまして、まず、基本方針を書いておりますけれども、もうちょっとこれは下ですね、基本方針の部分で、はい、ここです、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針という項がございます。この文章で何を書いているか

という、一般的な内容になってしまっはおりますけれども、治水及び利水との整合性を図る、それから河川の自然環境の保全、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間の維持、形成、こういったものを考えまして河川の総合的な保全と利用を図るという内容にしております。

これが先ほど見ていただいた流下能力図でございますけれども、この赤い線が目標としたい30年確率流量でございますけれども、それに対しまして、部分的に流下能力が足りない部分、こういったところから洪水があふれてまいりますので、この区間については例えば築堤、堤防かさ上げといった方法、そしてもちろん掘削も必要な場所についてはあわせてやっていかなければ30年確率流量まで対応できないというところもございますので、そういった内容で整備するといった案を持っております。上流につきましても必要な場所で築堤、それから拡幅ですとか掘削をいたしまして、それによって30年確率の洪水に対応できる川の形になっていくということです。

ここで、もう一回先ほどの整備計画と基本方針の話に戻るわけですがけれども、例えば整備計画においては堤防のかさ上げ、堤防の設置のみをやって、川底の掘削については若干にとどめて先送りするといった方法も整備計画では考えることはできます。それによりまして、段階的にステップアップして30分の1の確率に対応できる川の形に整備していくといった方法もほかの川でもやってございますので、それはどこを目標にまず整備するかといった内容についても整備計画の中で議論をして決めていくことになるというふうに考えております。

これは過去の主要な洪水被害について集計をとったものでございますけれども、昭和29年以降これだけの洪水があったということで、先ほどの63年、平成13年については先ほどの実績浸水図、ハザードマップの方にも記載されておりましたけれども、こういった被害がございました。基本方針で一番大枠として30年確率洪水に対応できる器を考えているわけですがけれども、そこまで整備をすればこの洪水すべてについて被害がないように対応することができます。整備計画の段階で30年確率まで整備しないという方針を選択した場合には、この幾つかの洪水において引き続き洪水被害は生じるという選択になりますけれども、この件については整備計画を策定する際に地域の方にもきっちり正確に説明をして、そして適切な整備目標を選んでいくということになろうかと思っております。

これは昭和63年9月、先ほどの見ていただいた図面ですがけれども、このあふれたときに現場がどんなような状況だったかといった写真を参考までに載せたものです。この付近に

においてもこういった形で、これはひざ下ぐらいまで浸水しておりますけれども、場所によって深さも異なりますが、こういった浸水がございました。

そして、先ほどから何回か 30 年確率洪水というお話をさせていただいております。現状的那智川は 5 年確率洪水が来てもあふれるというふうに見ているところでございますけれども、そうした中で 30 年確率洪水をこの基本方針の整備目標、整備計画の対応洪水として選ぶ背景として、これは以前和歌山県が行った調査の中で、県内の河川でこういった流域面積、氾濫面積、人口、総資産について整理をいたしまして、それぞれの川で現状として何分の 1 の洪水に対応する計画が策定されているか、こういうのを眺めた、整理したものです。例えば計画目標洪水が 50 年確率洪水よりも小さい流域についてみると、流域面積は 50 平方キロ未満、それから氾濫面積は 100 ヘクタール未満、氾濫区域内の人口は 1,000 人未満ですとか総資産が 80 億円未満と、こういった整理がありました。

那智川について見てみますと、流域面積 24.47k m²、氾濫面積 41 ヘクタール、人口 595 人、総資産が 99.8 億円ということで、総資産については先ほどの整理の表に当てはめますと 50 年確率洪水よりも大きいレベルに達しているわけですが、そのほかについては 50 年確率洪水未満の部類にランクづけされます。そして、その後の洪水の状況ですとかを勘案いたしまして、現状の、一番最初に申し上げた工事实施基本計画の中で 30 年確率洪水が目標洪水に設定されておりましたが、これをさらに引き上げたり、もしくは引き下げたりする理由というのは特に見当たらないので、今回は基本方針の計画規模については 30 分の 1 のまま踏襲させていただきたいというふうに考えております。ただし、整備計画においてはこれよりも小さいレベルでより短期間に整備するといった方法もございますし、これ何度もしつこいようでも申しわけないんですが、整備計画の中ではここまでフルに対応することになるかどうかは、今後地域の皆様のご意見をいただきながら考えていくことになると思います。一番最大限の器といたしまして、基本方針で 30 分の 1 まで堤防ですとか掘削といったハードで対応できるように計画を考えておくということで整理しております。

具体の治水の案でございますが、これ一般的な絵で申しわけないんですが、河底の方を掘削する、もしくは横方向に、川岸の方へ掘削して広げる、そういったやり方ですとか、堤防がない場所に堤防を設置するですとか、既存の堤防をさらに盛り上げていくといったやり方、それから基礎の堤防を引堤して川幅を広げるといったようなメニューの中から適切なものを選んで河川整備をしていきたいと思っております。

那智川につきまして、今まで申し上げたのは 30 分の 1 の雨が降ったときに上流側からどのぐらいの流量が流れてくるかというのを考えて流量をセットして、そして河川整備を考えていくわけですが、一方で、高潮が起きたときには川の水面が上がりますので、流下能力だけではなくて堤防の高さで対応していかなければいけないと。ここで高潮堤防区間としてこの区間、この赤で示した区間を想定しているわけですが、この区間については基本方針でも高潮堤防区間として位置づけておきたいというふうに考えております。

治水の方針のソフトの部分ですが、先ほど何回か見ていただきました那智勝浦町が作成したハザードマップ、こういったものの活用支援を河川管理者もやっていきたいというふうに考えております。例えばシミュレーションを行って浸水想定区域図というのをほかの河川でもつくっているんですけど、この川でもそういった情報提供をやっていくことで洪水の備えを強化する、もしくは洪水が実際に起きているときに川の水位がどのぐらいですとか雨がどのぐらい降るといった情報を提供することで危機管理に役立てていただく、こういったことを考えております。

これが利水のリストアップしたものでございますけれども、上から見ていくと一番上が関西電力那智発電所が発電に水を利用している、そしてあとは農業用水がこれだけあるわけですが、こういった形で、これだけの農業用水が利用されている、那智川から、堰ですとか床止めみたいなものを、川の水をせき上げる形で、そこから水を取水しているわけですが、慣行水利としてこういった、実際に農業用水が活用されているという実態がございます。

利水の方針でございますけれども、実は那智川においては雨量が多いということもありまして、ひどい渇水被害といったものはこれまで起きておりません。という状況でございますので、具体的にこういう対策、例えばほかの流域では、水が足りないところではダムを設置してダムから新しい利水を考えとか、そういったこともやっていますところもありますが、もちろん那智川ではそういったことは考えておりませんが、新たにその対策が必要ということは現時点では想定しておりませんが、今後、先ほどから話がありました温暖化ですとか気象が変化していくということも遠い将来としては考えておかなければいけないのかなということも考えまして、今、現実的に農業用水についてはどのぐらいの水がどういう形で利用されているか、これは古くからその土地の方が使ってきているものでございますけれども、実態が把握できていないという点もございまして、それについて

は情報を収集していきたいと。そして、もしもこの先、ひどい濁水が起きたときに、流域の皆さんが話し合っ水の使用方を調整できるような、その基礎資料だけは持っておきたいというふうに考えているところです。

これは前回ご説明させていただいた流域の生物をリストアップしたものですけれども、ご参考までにもう一回スライドを用意いたしました。順に見ていきたいと思っておりますけれども上流ではこういった生物が確認されていると。

中流域で見られる動植物、先ほどお話にありましたカワセミですとかイワツバメ、カワムツ、ヌマチチブ、植生といたしましてカワラハンノキといったものが確認されています。

下流の汽水域ではマガモですとかイソシギ、ヨシ、ダンチク、アユ、ボラといった生物が確認されております。

環境について、もう一回川の写真をじっくり見ていくと、上流については少し大きい石もございましてけれどもこういった状況です。

那智川下流域においてはこのような形、途中、瀬の部分ですとか淵がある部分、こういった瀬や淵が連続しているような川の状況が現状でございまして。

そして、河畔林についても川沿いにずっと河畔林が茂っているということも確認されます。ヨシの群落もございまして。

そして、部分的にはこういった先ほどの取水用の堰でございましてけれども、段差があって、川底の連続性が確保されていない、魚が上ったり下りたりしづらいようなものもございまして、こういったところについては連続性を確保していくといった書きぶりを基本方針の中でしております。

これは、先ほど見ていただいたイメージ図としてこういった川沿いの植生ですとか、それから淵、瀬といったものを保全しながら河川整備をしていくと、考えながらやっていくと。こういう台形の断面で機械的に切っていくというようなことはしないという方針でまとめております。

これは河川環境の水質について、特にグラフで見えておりますけれども、川関橋と市野々橋において水質が毎年測定されておりますが、環境基準値、上流の市野々橋について見ますと環境基準値 1.0 mg/l、若干超えているところもございましてけれども、おおむねこのぐらい。そして川関橋については環境基準値 2.0 mg/l を下回っていると。こういう水質のいい川であるということが確認されます。

そして、維持管理の面についても基本方針の中に記載しているんですけれども、どのよ

うな維持管理をしていく必要があるか、それを考えるときに川がどのように利用されているのかを踏まえていかないといけないなというところを考えまして、このスライドを用意したんですけれども、具体的に那智川沿いに上から熊野曼荼羅の里河川公園というのがございます。これは那智勝浦町が河川敷を占用いたしまして、町が管理している公園ですけれども、そういったものもございますし、市野々小学校の生徒さんが那智川で、河川プールで水泳で利用しているというお話も聞いております。それから市野々小学校前の公園についても利用されているという話を聞いておりまして、この付近でやはり河川とのかかわりが非常に強いようでございまして、河川愛護団体を県の河川課の方で登録をしているんですけれども、愛護団体に那智川を守る会が登録されております。活動年度平成16年から18年度で地域の方が中心になって河川清掃等を行っておりますが、この3年間で活動回数47回という非常に活発な活動をされている、活動参加人数も延べ人数で251人という話です。河川清掃ですとか草刈りをやっていたら、場所は市野々小学校の周辺で行っているというようなお話を伺っております。

こういったいろんな、例えば河川公園では先ほど那智勝浦町が管理をしていただいておりますけれども、いろんな方と協力しながら草刈りといった維持管理は進めていきたい、そして一方で、治水上問題になるような土砂がたまっているような箇所については河川管理者の責任で掘削をいたしますし、川の中に木が生えていたり、もしくは草がたくさん茂ってしまって、それも洪水の邪魔になるというようなケースにおいても、環境に配慮しながらではございますけれども、木を伐採したり、そして草を刈ったりといった対応を河川管理者の方でやって、治水安全度については確保していきたいというふうに考えております。

これが、次、本文の方は2の部分になりますけれども、これ本文に書かれているものそのままですけれども、先ほど申し上げたように30分の1という計画規模を踏襲いたしまして、基本高水ピーク流量は、基準地点川関橋において $540 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、これを河道により流下させる、河道により流下させるというのは、ダムですとか遊水池は新たに設置せずに川でこの流量に対応する、これを基本的な方針にするという趣旨でございます。それを表にまとめたのがこれでございます、基本高水ピーク流量は $540 \text{ m}^3/\text{s}$ 、そのうち洪水調節施設、これはダムですとか遊水ですが、によって調節する流量はゼロ、河道で $540 \text{ m}^3/\text{s}$ について $540 \text{ m}^3/\text{秒}$ について対応していくというのが基本方針の目標でございます。

これも非常に大ざっぱな図面でございますけれども、熊野灘に上流から流れてきて途中

川関橋のところで 540 m³/s を確保すると、これ流量配分図といいますけれども、このような図面を載せておきたいというふうに思います。

それから主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項ということで、これちょっと本文を見ていただきたいと思いますけれども「那智川水系の既得水利権は、許可水利として発電用水、慣行水利として農業用水がある。また、那智勝浦町で水道水の利用も行われている。」こういう現状がございます。「流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に判断の上決定し、維持に努めるものとする。」という記載にとどめております。

これは、例えば足りないことが既に判明している流域においては、ダムによって補給するとかそういった対応も想定されますけれども、現時点において異常な渇水等の実績もございませんし、ダムを設置する予定もないということでこのような記載にとどめております。

以上、基本方針の概略について説明させていただきました。

○議長 はい。どうもありがとうございました。

資料の 2 の 4 ページから 7 ページにわたっての、この 4 ページが基本方針ということで。文章だけではわかりにくいので、図を用いて前回の現状の説明の主なものを追加して説明いただきました。

基本方針というのは、少し抽象的といいますか全体を網羅するような形で書かれていますのでちょっとわかりにくくて、その流域の特徴がなかなか表面に出ていない場合が多いんですが、ここでは 4 ページで東南海・南海地震防災対策がこの流域の一つ注目すべき点として挙がっています。あと紀伊山地の霊場と参詣道ですか、そういう文化遺産の問題、あとそれぞれ生物に関して個々の特徴的なものが挙がっております。

この基本方針に関して何か特に強調すべき点とか、ここはおかしいという点や、ご質問があったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 私は、この委員を最初第 1 回からさせていただいていまして、今まで幾つか基本方針に関わらせていただいたんですけども、その中でやはり一番不安に思うのは、この 4 ページの②の 30 年に 1 回というのを、本当にこの 30 年ということに限定されていいのかなというのがすごく不安なんです。

先ほど、近年の洪水被害の増加に対する雨量傾向を全国と県下と比較されたときの原因

が温暖化というふうにおっしゃられたんですけれども、やはり今の段階では、先ほどの説明で 30 年を変更する理由が見当たらないというようなお話を課長さんおっしゃられたんですけれども、やはり私がこの委員をさせていただいて 10 年ですごい環境の変化とか温暖化でいろんな洪水とか起こっていると思うんですよね。ですから、もう少しその 30 年に 1 回というこの説明が、何か腑に落ちないというかほんまにそれでいいのかなという、もうちょっと納得というか、けれども温暖化に対してはこういう、何というのかな、配慮がある、私も専門家ではないのでわからないんですけれども、すごくこの基本方針は方針でちゃんと計画ではされると言っても、ここでこういう限定をしてしまっているのかなという不安があります。

先ほど、前回の質問で航空写真による経年変化がないという、ないというか余りないとおっしゃられたんですけれども、やっぱり私は世界遺産の運動をしております、平成 9 年から熊野の方、また高野とか歩かせていただいているんですけれども、やっぱり小さな変化というのはいっぱいあるんですよね。だからそれは航空写真には写らないと思います。だからそれも含めて、もう少しこの 30 年に 1 回程度発生するという限定を、何かもう少し、今後整備計画とか地元の方のパブリックコメントをとられるときに納得して、それやったら 30 年に 1 回やなと納得できるような何か、もうちょっと具体的な例を挙げていただけたらなと思いました。

○議長 はい。事務局の方で何かお答えいただけますか。

○事務局 はい。今ご指摘の点が非常に難しいところだと思います。例えば具体的にはハードとソフトでどういう分担で対応していくかということだと思います。今回の基本方針では 30 分の 1 までをハード対策でやっていくと。そこから先の部分についてはソフトで対応せざるを得ないというような内容になっています。

それを引き上げていくときに、どこまでやるのかという見切りが非常に難しいところだと思っております。これは恐らくほかの川でも具体的に計画規模を大きくする際には、直近に非常に激甚な災害があった場合ですとか、それからよその同じような川に比べて非常に見劣りがする小さい計画規模になっているですと、そういった場合については引き上げているんですけれども、具体的に、今後起こるかもしれない温暖化に対応して事前にそのハード対策をやっていくといった計画は、現状ではまだ日本の中では採用されていないというか、現状、その検討が進められているところだというそういう状況です。

国交省において今審議会が開かれておりますけれども、その中で、温暖化したら想定と

してどのぐらい雨量がふえるかですとか、海面が上昇するかとかそういった設定を学識者の中でいろいろ検討いたしまして、それでどういった対応が今後必要かというのを考えていただいているところなんですけれども、現状においては、一番最初に申し上げたような形で、過去の計画を見据えて、大きな理由があれば見直していくといったような形になっていくところなんです。

ですから、今後国交省ですとかほか学識者の方々の検討を踏まえて、必要があった場合には 30 分の 1 をさらに見直していくといったある意味柔軟な姿勢で臨んでいかないといけないのかなというふうには考えております。

○議長 はい。よろしいでしょうか。この 30 年に 1 回の雨の強度がどれだけ上がってきているかということですが、先ほど何 mm/hr でしたかね、137 mm/hr ですか、これが最近降雨強度が上るとともに、変動も激しくなっているということですので、確率 30 分の 1 がどれだけの雨に対応していくか、これはやはりデータを蓄積して長い期間で見直していく必要がある、という気がいたします。

ほかに何か。どうぞ。

○委員 きょうは森林インストラクターの委員さんがお見えになっていないのがちょっと不安なんですけど、この間は、川は源流から川ということのお話が出たんです。さっき那智の緑の写真をを見せていただいたんですけど、実は熊野古道、大雲取を歩くとほとんど森林、杉の人工林なんです。イノシシの掘り跡もないし鳥の声も聞こえない、もう本当に死んだような山で、自然林がちょっとだけあるところになると鳥がチクチクと鳴き出す、そんな状態なんです。

山を歩いていても、本当に真っ暗で、シダが見えないような普通の山、熊野古道じゃなくても那智の山を歩くと本当にシダも生えていないような山がたくさんあるんです。シカに出会うとああかわいそうという感じで、シカがうろうろしているのを見ると本当にかわいそうになるぐらいの山で、それが結局、雨がざっと降るともうざっと流れて洪水みたいになると思うんで、何も対策をとらないんじゃないなくて、やっぱり京都なんかではこっちの偶然テレビを見ていたら、モデルフォレスト運動と、何か企業とそれから民間と行政と一緒にになって森を、森林を保全していこうという運動も始まったとかいろいろ言っていますので、何かいろいろ対策は立てていきたいと思うんで、よろしく願いいたします。

○議長 はい。どうもありがとうございました。

その辺の環境面に関しては、地域住民とか、またいろんな NGO とかボランティアとの

協力が重要になってくると思うんです。どこか文章にはあったんですが、特にこの紀伊山地は世界遺産に絡むということで、その保全とか維持管理のところで何か記述があればいいんじゃないかなという気もいたしますが。

洪水、高潮に対しては水防とか避難に関してかなり配慮した記述になっているんですが、どうしても環境面に関しては広がって、その地域自体の既にあるいろんな活動とか、それは具体的に書く必要はないんですが、何かそういうものをやはり今後もずっと維持していくとか、また盛り上げていくとか、そういった記述が何かあればという気はいたします。

○事務局 今のご意見について、方針案の5ページの一番最後になりますけれども、この表現で十分かどうかちょっとご確認いただきたいのですが、一番最後に「さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、河川美化、水質事故対応等に努める。」という書き方をしております。大枠としてはこの中で、例えば森林を管理している担当機関、担当部局、それから市町村ですとか、もしくはNPO、先ほど申し上げた河川愛護団体、こういったところと協力しながらやっていかざるを得ないのかなと。河川管理者が直接手を下せる部分とそうでない部分が流域の中にはたくさんありますので、協力をして望ましい形に近づけていくという方向を、方策をとりたいというふうに考えております。

○議長 ほかに何か。はい、どうぞ。

○委員 この河川整備の基本方針（案）というのを見せていただいて、少しこういうふうにもう少ししたらいいのになと思うことが幾つかあるので、ちょっとお話ししたいと思うんですけども、目次のところにあります「流域及び河川の概要」とありますよね、概要とあってそこに書かれているんですけども、当然現状はどういう状況になっているかという概要は大事ですけども、ここで大事なのは基本方針ですので、この河川の基本方針を考えるに当たって、この流域の将来どんな流域を目指すかという、流域全体が目指すべき方向性、ある意味で夢みたいなの、これを大事にしましょうよというのがやっぱりそこに書かれていないといけなような気がするんです。そのときに、さっき言った森林の話なんかもあってもいいしというふうに思います。

それから、「河川環境の現状」というところに具体的にどういうものがあるかというようなことが書かれているんですけども、これと、先ほど計画流量で河口から上流に向かってのグラフがありますよね、距離による、その中でこれがどういう位置にあるかというのが、この環境の現状で書かれた特徴的な、こういう鳥がいるとかこういう資源として地域

にありますよというのが主要なものでもありわかりやすいのかなと。つまりこれが河川流域に満遍なく普遍的に存在するわけじゃなくて、群落を成したり集落を成したり固まりであるわけで、そこがどういうようになっているのかというのが今の中では、この中ではなかなか見えてこないの、流域の地図の上にプロットしてもいいし、こういう中に重ねていってもいいので、そうするとかなりこういう特徴があるのでこんなことを考えていこうかなというのがわかっていくと思うんですね。

さらに、流域の環境といってもすごく広いですよ。種類がたくさんあるしそれからエリア的にもすごくあると。だから全体の環境の問題と河川のすぐ直近のいわゆる河川沿いの環境というのを、すごくそこは特に環境の中でも重要だと思うんですね、河川から見るとどんな景色があるとか。その部分ももうちょっと分けて、河川の近くの環境としてはこんな姿があるし、ここは大事にしていってらどうかというような話を書くともうちょっと環境の話がわかりやすくなるかなというふうには思いますけども。

○事務局 今、ご質問が2点あったと思います。最初の点が川として目指すべき方向性を最初に書くべきだというご指摘をいただいているんですが、目次構成のところを見ていただきますと、1の(2)のところで、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」という項目を設けておりますので、この目次の構成から、現状ですとか過去こういう川でした、今後どうしていきますというのを(1)と(2)に分けて記載しておりますので、今ご指摘いただいた内容はこの(2)の部分に盛り込んでいきたいというふうに、そういう構成でいければなというふうに考えてこの案をつくっています。

ですので、その記載が十分かどうかというところなんですけれども、それからあと2点目について、具体的に川のどの部分がどういう環境を持っているか。今回、具体の事例をお持ちできていないんですけれども、ほかの川で河川整備計画をつくるときにその平面図をつくって、そしてここにはこういう生物がいるとか、ここはこういう利用がされているとか、そういう資料をつくってそれをもとに地域の方に説明をして、縦覧をして意見をもらって、具体的な整備を考えていくというようなやり方をしているところがたくさんございます。次回の審議会のときにその例を、百聞は一見にしかずですので、用意いたしましてごらんいただきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 百聞は一見にしかずとおっしゃったので、私はもうぜひ見に来ていただきたいと思うんです。本当に見て、ここで画面で見ると実際に見るとは大違い、もし私が紀の

川のこの話だとしたら私は多分、多分というか絶対に紀の川へ1人でとことこ出かけて行っていると思うんです。だから絶対に本当に見ていただきたいと思うんです。

○議長 はい。ほかに。はい、どうぞ。

○委員 環境について、いろいろあるんですけども、ただどこをどう工事するという、拡幅なり掘削なり、具体的にわかりませんから、ちょっと言いにくいところがあるんですが、まず1つ、那智の滝に関して、上流部の森林保全について大社なり那智勝浦町なりが基金を集めながら保全の方向でされていると。だからそういう、今これ水管理ということは適切でないですけども、そういうこの水の求め方といいますか、それと、滝の下の川の治水、利水、環境、今まさにされているこれとをどう関連づけられておられるか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○事務局 今、お話しいただいた基金の件でございますけれども、私も現場を見に行っただけでパンフレットが置いてあるのを拝見しまして、こういう活動をしているんだなという、非常にいい取り組みなんだなというふうに感じました。

今回の方針の中でどのように書き込んでいくかというところでございますけれども、今の中にはそれを記載しておりませんが、基金の件についても「河川環境の現状」、これは1の(1)の④になりますけれども、ここかもしくは「流域の概要」の部分にその活動について書き込んでいきたいと思います。

それから、那智の滝より上流については、やはり森林管理者との協力が必要になってまいりますので、先ほどもお話し申し上げましたが、一番最後、基本方針の文面の一番最後になりますけれども、一番最後というか5ページ目、⑤番の維持管理に関する事項というところの最後の部分に「河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、河川美化、水質事故対策等に努める。」と、このように書いてありますけれども、この文章を基本にして今回ご意見をいただければ、ここを修正することで今ご指摘の内容が方針に盛り込んでいけるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員 地域との連携ということから、先ほどの那智勝浦町、大社が願っているようなことにもぜひ、ここでは触れていただければと。というのは先ほどもご意見ありましたように、世界遺産なんですよ。古道なんですよ。やっぱりこのことを、この前のときにも私は申し上げたかもしれませんが、そのことをここの那智川で飛んでしもたら、僕はちょっとつらいなと。文章で書けば今の5ページの最後の2行ということになりますけれども、た

だ、従来いろんなところの河川の環境を見てみますと、気になるのは河川美化という言葉、それはそれでそれは間違いじゃないんですよ。ところが、その河川美化のために川のそばに外国の木を植えたり、そういうふうな意味の美化がよくあるんですよ。だから熊野古道だということをもう一度僕は強調して、そうでないとこの自然というものを失わないように、あるいはそれに非常に近い状態が維持できるように、このところをぜひお願いしたいなと思います。

○議長 はい。重要な指摘だと思うんです。やはり川の特徴、特にこの場合は熊野古道ということで、具体的に現在活動している団体名とかそういうような問題かと思うんですが、やはりここで古道に焦点を絞って具体的な記述が何か出てきた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが、また検討していただいて、よろしくお願いします。

ほかに何か。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 「河川環境の現状」というところと、「整備と保全に関する事項」という4番同士で関連していると思うんですけども、まず河川環境の現状についての部分の方なんですけども、説明資料の方にあるこの河川を特徴づけている生き物の名前が、わざとではないんかとは思いますが、省かれていて、何かどこにでもあるような植物の名前は載っているけれどもその川にしかないものは省かれているようにまず見受けられます。

それと、例えばですけども、今はオシドリという言葉、資料の方に出てくるのに環境の現状の方には出ていない。植物の草本なんかも一切出ていない。それから河畔林ですけども、カワラハンノキの群落があるとさっき言われましたけど、そういうものも出ていませんね。そういうところをもうちよっと特徴づけるような生き物の名前を入れておいていただければと思います。

それと、河畔林の方を強調されていますけども、わずかというか面積的には少ないとは思いますが、河原、氾濫原の方もヨシ群落とかで貴重だというふうに現状で書かれているんですけども、保全の方ではそれが一切書かれていないように思うんです。だから、氾濫原という言葉も入れておいてほしいんです。瀬、淵、河畔林とともに氾濫原があると思うんですけども、そういう言葉も入れていただきたいと思います。

それから、最後の行の整備計画というか右側の3ページの方の4番の最後の行なんですけども「人々が川と触れ合える場としての水辺空間の整備に努めていく」というこの言葉がすごく気になります。「人々と川が触れ合える場として水辺環境の保全」という言葉にしていたらもっと自然と触れ合える場になるんじゃないかと思います。よくあるのが

芝生上のグラウンド的なものにしてみたり、あるいは階段状の水のところへおりて行きやすい、植物が何も生えられない空間をつくってしまうとか、そういうことがほかではよく見受けられるので、余り整備はしていただきたくはないと思います。

以上です。

○議長 はい。どうもありがとうございました。

まだいろいろあろうかと思いますが、この基本方針（案）はまた次回に修正されたものが出されて審議し、次回以降に承認を得ることになるかと思いますが、その間に、後の議題にありますパブリックコメントで、県民の意見を募集されて、その意見に基づいて事務局が修正されるというプロセスがあります。

まだほかにあろうかと思いますが、また後ほどゆっくりこの文章を見ていただいて、強調すべき点とか、追加・修正すべき点に関して、文書でもいいし、また最近メールを使われる方が多いと思いますのでメール等で事務局の方に提出いただいて、事務局がそれを集約して修正し、次回にその修正されたものを出していただき、審議するようにしたいと思います。

もう一件、太田川が残っており、そちらも少し時間をかけたいと思いますので、太田川の方に移らせていただきたいと思います。

それでは、太田川の基本方針（案）の説明をお願いします。

○委員 すいません。これ那智川の今の現状なんです。もうほとんど結構進んでいるのを回しますので見てください。

○議長 はい。では、後から。もし意見があればそれについて。

はい。太田川の方の説明をお願いいたします。

○事務局 太田川につきましても、前回概要をご説明させていただいたときに幾つかご意見をいただきました。1つは小匠ダムの点検状況はどうなのかというお話ですとか、それから河口砂州についてはどうするんですかというご意見、それから河道・流域の変遷状況についてどうなっているのかというようなご意見がございました。順に説明させていただきますと思います。資料番号は6番、資料6番をごらんいただきたいと思います。

まず、小匠ダムの点検状況でございますけれども、平成16年度、これは県の農林部の方で点検をしておりますけれども、その中で、これ読み上げさせていただきますが、ダム堤体コンクリート面は、こけ等の付着は見られるものの、表面の劣化も少なく非常に良好に維持されている。コンクリート打ち継ぎ目からの漏水等は認められない。堤体を横断する、

これトンネルですね、隧道のコンクリート面には、部分的な崩落や浅いクラックが認められるものの、コンクリートは堅硬であり、劣化は少ない。それから天端、ダムが一番上の部分ですけれども、天端パラペット部の仕上げモルタルがはがれている箇所があるが、内部の本体コンクリートには劣化が見られず、良好な状態となっていると。恐らく見ばえが、昭和 33 年にでき上がって長い時間がたっているダムですので、見た目からはすごく古びて見えるかもしれませんが、中身のコンクリートについては特に問題が見受けられないというような状況でございまして、前回ご指摘いただいたような、壊れるかもしれないですとか不安であるといったところについては、この平成 16 年度の点検の結果を見るとさほど心配の必要もないのかなということを考えているところです。

右上に完成が昭和 33 年、形式、コンクリート重力式ダム、堤高と堤長が、それから集水面積、こういった概略の数値も載せておりますけれども、昭和 33 年ですから 1958 年、約 50 年を経過しているダムですけれども、まだ今にも崩れそうだとかそういった心配は要らないのではないかとこのように見ております。

次、河口砂州についてどうするのかというご指摘なんですけれども、ご質問いたしておりましたが、今回太田川で河川整備の対象とするのをこの、ここが 0 km 地点なんですけれども、ここより上流について河川整備を基本方針の中で定めていきたい、じゃこの砂州はどうなるのかということなんですけれども、この砂州については工事等で掘削したりですとかそういったことはいたしません。いたしません、ここの砂州の状況を見ると、恐らく大洪水が来たときには、ここの砂州の上を水が乗り越えて洪水のピークのときにはある程度ここの砂がフラッシュ、流されて、そして洪水が終わりに近づくにしたがって水の流れの勢いがおさまってきて、また堆積をします。普段においては、波の影響を受けて浸食をされたり台風が来たら浸食をされたり、もしくは打ち寄せによって堆積をしたりと、こういったいろんな条件の影響を受けてダイナミックに変化というか安定しているので、それほど大きな変化見られないんですが、そういった影響を受けている場所だというふうに考えられます。

そうしたこともあって、ここについて、河川区域を外れているという点も 1 つあるんですけども、この砂州をプロテクトする、保護するといったこともいたしません、ここを掘削したり開発するといったこともいたしません。そういった考え方でございます。

それから、河道・流域の変遷状況について、先ほども見ていただいた川底の一番深い部分をこう並べて重ねたグラフです。ここも見ていただきますと、これは昭和 56 年のデータ、

平成 12 年、13 年のデータを重ねて見ているわけですが、大きく低下傾向にあるですとか上昇傾向にあるといった状況は見られません。局所的に河底が下がっていたり、それから上がっていたり、そういった局所的な上下は見られますけれども、全体として下がっているといった状況も見られませんし、それからこの川でも砂利採取は行っておりませんので、ここも今後は土砂管理の観点から川底の深さのモニタリングは続けていくということにしたいと考えております。モニタリングをすること自体は、河川整備計画の中にこういった頻度でモニタリングをするということを書き込んでいきたいと思っております。例えば、5 年に 1 回川底の測量をしてデータを蓄積していくとかそういった案を事務局としては今現段階持っているところです。

それから、これ空撮の写真ですが、平成 8 年と、平成 17 年 3 月の写真がございました。見比べてみると、こういった住宅、平成 8 年の段階では住宅がなかったけれども住宅がふえている場所、こういったところも見受けられます。それから、砂州の面積がふえている場所も見られます。ただ、この 2 つの写真、この写真を撮ったときの潮位ですとかそれから河川の流量については、それもあわせて見ないと砂州が大きくなっているのか小さくなっているのかがよく判断できないところです。こうした点についても、河川整備計画の中ではしっかり見ながら計画を立てていきたいと思っております。

こういった形で、ここには砂州が右岸、左岸、右岸といった形で連続していますが、次、1 個戻ってください、この段階、このときにはそういった砂州が余り見られない、若干見られますけれども、これが変化なのかそれとも流量の違いで沈んで見えているのか浮かんで見えているのか、その辺についても流量のデータはありますので、判断しながら見ていきたいと。

あわせて今後、例えば先ほど申し上げたように 5 年に 1 回川の横断測量をすることで、川の横断測量の結果を重ね合わせれば変化もつかむことができますので、丁寧に見ていきたいと思っております。

拡大するとこのぐらいまでは拡大できますので、この過去のデータを参考にして、あとは、将来はその時点その時点で現場を観察して、この過去のデータと見比べることで流域の変化については分析できるものというふうに考えております。

これは道路が新設された状況の、この 2 つの写真を見比べるとわかりますということなんですが。

以上が前回の審議会でもいただいておりますポイント 3 点について説明させていただきます

ました。

○議長 基本方針（案）の方の説明も続けてお願いできますか。

○事務局 はい。では続けてご説明させていただきます。

基本方針の文案については、資料の4にございます。目次構成は先ほどの那智川と全く同じになっております。

それでは、パワーポイントを使って説明させていただきたいと思います。

太田川流域上流の妙法山のところで那智川と隣接している流域です。流域のうち8割ぐらいが那智勝浦町に入っておりまして、小匠川の上流のこの部分については古座川町に入っていると、こんな状況になっております。

流域を見ると、上流の方まで色川茶がつくられている地域があったり、下流から上流までそれぞれ集落が見られるような川になっています。

これは過去の出水被害を整理したものですけれども、繰り返し昔から出水の被害を受けていると。ただここで注目しているのが、被害、あふれてはいるんですが、田畑の冠水はあるものの人が住んでいるところについて被害が出ていないといったケースもあります。ですから、洪水ですとかはんらんが頻発してはいるものの、そういった危険度を考えながら住む場所を選んできているのではないかなと、そんなふうにも見受けられます。

ところが一方、昭和22年、23年、24年、この付近を見ると、被害については残念ながら上がっていないんですけれども、ここでひどい被害を受けたというのが那智勝浦町史に書かれておりまして、この22、23、24、この辺の連続して起きた洪水によって小匠ダムが設置されたというふうに文献には書かれておりました。ちなみにこれを受けて小匠ダムは昭和33年に設置されております。

これも先ほど那智川で見ていただいたのと同じ那智勝浦町が作成した実績氾濫図です。そのときにどういふはんらん状況にあったのかを書いております。先ほど住む場所を選んでいるというふうに私申し上げましたが、実際にやはり浸水被害も起きているところですので、洪水対策の必要性が高いというふうには考えております。

河川水の利用、主な取水地点、床止工、床止工というのは若干のせき上げを、ここも横に構造物が入っていて川の水をせき上げているんですけれども、川の水をせき上げて、そこから水を取水しているような施設が幾つかございます。これについても全体をリストアップ、データはうちの方で集めているというところなんです。

これも那智川の説明と同じになるんですけれども、太田川においてひどい濁水というの

は報告されておられません。ですので、今後もし、先ほどからお話ししておりますように、温暖化等の影響を受けて、もし今後ひどい渇水が起きた場合に対応できるようにどういったところでどのぐらいの水の量を取水しているか、これについてはちゃんと調査をして把握しておきたいというふうに考えているところです。

それから、流域の文化ですとか河川利用については、こういった上流に阿弥陀寺があったり円満地公園オートキャンプ場がありましたたり、こういった内容があるということの基本方針の前段の部分に書き込んでおります。

それから、河川環境ですけれども、那智川と同様に瀬・淵の保全、それから河畔林の保全といったものを考えていきたいというふうに考えております。

これは水質基準ですけれども、この環境基準A類型の環境基準値BOD 2 mg/l、これを大きく下回っているような状況にありまして、水質も良好であるというふうに見られます。

それから、上流域で見られる動植物、中流域で見られる動植物、そして下流域で見られる動植物、こういったものについてもリストアップしまして、基本方針の文章の中に書き込んでおります。先ほどいただいたご意見のようにこれが抜けているといった、これを載せるよりはこちらを書き込むべきといったご意見をいただけるようでしたら事務局の方にお伝えいただければ修正をかけていきたいと思っております。

それでは、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針ですけれども、こっちの文章の方を出してもらえますか。

太田川についても、この部分の文章、一般的な書きぶりになっているんですけども、読み上げさせていただきますと、太田川、「本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また河口部のハマボウ群落をはじめとする自然豊かな環境と河川景観を保全、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。」というふうに文章はまとめております。

こちらのスライドの方に戻りますけれども、流域の状況を見ますと、たしか東牟婁郡の中で非常に田畑の面積が大きい流域というふうにかかれてありまして、川沿いにこういった蛇行していて河畔林があって、その背後には田んぼですとか畑がある、そして住居は山沿いの山際のところ、洪水のときにつかりにくいところだと思いますけれども、そういったところに住居が配置されていると、おおむね写真等で見るといった傾向が見受

けられる、これが太田川の特徴かというふうに考えております。

先ほどの計画規模の決定、那智川と同じように整理をいたしまして、この川では、それぞれ流域面積、氾濫面積、それから人口、総資産、50分の1から100分の1未満、このランクに属するというふうに統計的には見ております。そして、もともとの計画が計画規模50分の1ということでしたので、ここについても50年に1回程度発生する降雨による洪水を安全に流下させる、これを目標の流量として設定したいと考えております。

これも本当に大ざっぱな図面でございますけれども、基準点を大宮橋といたしまして、ここに置いて、先ほどの50分の1対応の流量1,700 m³/s、これを洪水対策の目標流量に設定したいというふうに考えております。

それから、小匠ダム、先ほどご説明させていただきましたが、これについても今回、先ほどの大宮橋において洪水対策として活用したいというふうに考えております。現状の操作ルール、この小匠ダムの操作については農林部局で設定いたしまして、実際の操作是那智勝浦町に委託して実施していただいているというふうに聞いておりますけれども、現状の操作ルールのもとでは、この1,700 m³/sが大体せいぜい100 m³/s程度しか削減できないわけですが、操作ルールを見直すことによって1,300 m³/sまで洪水を削減できる、こういった計算の見直しを持っておりますので、将来形として、これがいつの時点に実現できるかは今後協議をしながら調整してまいりたいと思っておりますけれども、将来目指す河川整備基本方針の中では、小匠ダムによって1,700 m³/sの洪水を1,300 m³/sに削減して、1,300 m³/s分の堤防ですとか掘削を実施していきたいというふうに考えております。

この小匠ダムについては前回説明があったかもしれませんが、普段は水をためないダムです。洪水がきたときに水が上流側にたまる、そして洪水が終わればそのたまった水がどんどん放流されて、最後は上流側に池になるような部分がほとんどないというような形になって運用されているものです。

河道の整備については、これもこの段階では一般的な話にとどめておりますけれども、河床掘削、河道掘削、そして堤防の設置、それから引堤、川幅の拡幅、こういったメニューを組み合わせながら考えていきたいというふうに思います。

それから、高潮を安全に処理するという点、それから津波対策、こういった点についても基本方針の中で対策が必要ということを位置づけて、具体の対策については整備計画の中で整備内容を規定していきたいというふうに考えます。

それから、ソフト対策、太田川の浸水想定区域図を和歌山県の方で作成いたしました。

これは、水色のところほど深く浸水する、どのぐらいの深さで浸水するものかもこの図面をいただければわかるんですけども、こういった図面を河川管理者が作成しまして、これを参考に那智勝浦町に今後ハザードマップの中に反映させていただく、そういった方向性を考えておりますので、こういったソフト面の支援も和歌山県で実施していきたいと思っております。

それが基本的なスタンスなんですけれども、実は那智勝浦町については非常に先進的にこの取り組みが進められておりまして、先ほど那智川でも見ていただきましたようにハザードマップが既に作成されております。通常の流れですと、河川管理者はこの浸水想定区域図を市町村に提供して、そこから市町村がハザードマップをつくる作業に入っているんですけども、那智川は、那智勝浦町においては先進的に先取りする形で対応が進められているというところもありまして、今後そのハザードマップを修正するとかそういった機会にはぜひこういった情報も入れながらハザードマップをつくっていただけたらというふうに考えております。この浸水想定区域図についても別途公表しておりますので、住民の方に見ていただくことはできるというものです。

それから、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、これ何回か申し上げた利水、水利用の話についてこういうフローを考えているんですけども、今現状として取水量の実態が把握されていない、それから、もしかしたら将来、大渇水が起きてそのときには合理的な水利用が求められるかもしれない、そうしたときに参考となるように、またその合理的な水利用を提案しつつ関係機関と調整していかなければならないわけですけども、そのためにもまず実態を把握する、そこまではやっておくことを考えております。

河川環境の整備と保全に関する事項の部分には、瀬・淵の保全、河畔林の自然環境の保全、こういった内容について記載をしております。上流域においては溪流環境の保全というふうな書き方をしております。

河川の維持管理の方針ですが、河川利用については「適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような確かな河川情報の提供に努める。河川維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、河川美化、水質事故対応等に努める。」。記載の文面が、那智川とよく似た書き方になっておりますけれども、基本的にこういうふうなことを考えながら関係機関と協議をして、具体的内容については整備計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

とはいえ、この段階で見落としとしてはいけない点については、ご意見をいただきながらこの基本方針の案の中に盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後、数字の話ですけれども、基本高水のピーク流量、これは50分の1の洪水に対応して1,700 m³/s、そして洪水調節施設、具体には小匠ダムでございますけれども、その操作ルールの見直しによって400 m³/sの洪水量をカットして河道への配分量としては1,300 m³/sを考えております。

流量配分図としては、こちら側に河道で対応する1,300 m³/s、それからもともとダムも何もなければ流れてくるであろう流量、これは基本高水ですけれどもピーク流量を参考に1,700 m³/s、下に括弧書きで書き込んでおります。基準地点の位置は地図上ではこの場所になっています。

具体というかイメージ図的なものになりますけれども、これは先ほどの基準点大宮橋の少し下流側のイメージを書いております。ここの整備においても、前回の河川審議会でご指摘いただいたような台形に機械的に切るといふようなことは避けて、瀬を保全したり、もしくは別の場所では瀬を保全したりといふことを考えながら河道計画を立てていきたいといふふうに考えています。

主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項、これについては本文を見ていただきたいと思ひますけれども、本文の6ページですが「太田川での既得水利権は、許可水利として水道用水、慣行水利として農業用水がある。過去、渇水時においても被害は発生していない。流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、流況、取水事態等を明らかにし、動植物の生息、景観等の観点から総合的に判断のうえ決定し、維持に努めるものとする。」といった記載にしております。

2つスライド戻ってほしいんですけれども、はい、ちょっと説明を忘れましたが、先ほど航空写真でも見ていただいたんですけれども、太田川について、上流部は航空写真で見ただけのように川の横に河畔林があって田んぼや畑があるといふような川の状況、そして下流部河口付近においては、やはり国道ですとか鉄道がこの部分を通っていたり、それからまとまった平地があるということもあって、この付近については非常に人口が集中している、この流域においては人口が集中している、それから新しい開発が見られたのはこの付近ですけれども、新たにこの今までよく使われていた土地のすぐ近くの部分についても小さい開発が見られるといふような状況でございました。

以上、ご説明です。

○議長 はい。どうもありがとうございました。

ただいま前回の質問に対する回答と、基本方針（案）の説明がございましたが、何かご質問。はい、どうぞ。

○委員 この地区の方たちの区長さんとかに聞くと、やっぱり砂州だけはとってほしいという今まで要望していると、淵は触ってほしくないみたいな感じなんで、もしするとなったらしっかり説明して、住民の方たちと話し合って、どうしてほしいかという、流量もあると思うんですけども、その辺しっかり、もう計画が進んでからじゃなくて、前にもお願いしたように話し合っていたいただきたいんです。小匠ダムの有効利用とおっしゃいましたけど、それも早いことしていただきたいんです。

というのは、この間の大水的时候は、何か噂では小匠のダムの水を一遍に流したから流れてきたとかいう話も聞いたんですけど、そんなことはないですか。

○事務局 それはないと思います。

○委員 それはないですか。それで流れてきたという話も聞くんで、そういう有効利用ができるんだったら、もう早いこと、いつ大水が来るかもわからない、大雨が降るかもわからないので、早いことお願いしたいんです。

それから、言葉では瀬とかそれから淵の保全とおっしゃるんですけど、その写真を見ていただいたら那智川に関してはもう瀬も淵もないような、もう茂みもないような本当に情けないような広い公園みたいな川になってしまいそうな気がするんです。そこんとこまたもう一回考えていただきたいんです。お願いします。

○議長 はい。ほかに。はい、どうぞ。

○委員 私はみなべに住んでおまして、河川美化ですか、かなり進んでおまして、きれいにはなっているんですが、本当にどこでもあるような芝生のきれいなところになっております。私たちのニーズとしては本当に、今26の長女は川遊びができたんですが、きれいに河川美化が進んでからもなかなか子供たちは川遊びとかそういうのがまだできない水量だと思います。ぜひ、先ほどと同じ、皆さんの意見と言われたことと同じになるんですけども、この基本方針のところの5番のところ、那智川と同じように、河川美化というよりは地域性を生かして、特に那智川とかこういうところが世界遺産のところですので、地域性を生かした河川景観の維持というんでしょうか、それからやはり本当にそのニーズ、住民のニーズというのをもう少しちょっと考えていただいて、河川の利用、利水、それか

ら治水環境、それからまたちょっと教育的なところも入ってくるんですけども、子供たちが本当に川で親しめるような、そういう川づくりというのもすごく望んでおりますのでよろしく願いいたします。

○議長 どうぞ。

○委員 すいません。ちょっと私、理解不足と知識不足なんで教えてもらいたいんですが、計画雨量について教えてください。資料5の20何ページかに太田川の計画雨量とありますよね、2-7ですね、太田川流域の降雨量、確率と書いて1/10とかこう書いていらっしゃるじゃないですか。それで491 mm/hr、計画雨量1/50ということは今回の50分の1を選ばれたと思うんですけども、その上に446 mm/hr雨量で1/30なっているじゃないですか。那智川的时候は、全然降雨量が137 mm/hrだったけれども30分の1ですよ、これは、那智と太田川はそれほど離れていないんですけども、雨量がこんなに差があって、そして雨量によって確率が変わるということなんですか。すいません。私ちょっとわかんないんです。

○事務局 時間単位が違う、はい。

○委員 時間なんですか。すいません。

○事務局 那智の方は1時間ですかね。

○議長 こちらは24時間ですね。

○事務局 今、議長からご説明いただいたように、流域の大きさを考えて、大体1時間雨量がそのピーク流量に寄与する割合が高いような小さい流域ですね、小さい流域においては短い雨量で計算して、太田川のようにより大きい流域においてはもっと長い時間を見ながら計画を立てると。

○委員 すいません。やはりパブリックコメントが多くの方が見られるときは、やはり県として1つの時間で統一していただいた方が、私みたいにうっかり間違ったりとかわかりにくいん違うのかなと思うんで、そのあたり計算するの大変かもしれないんですけど、統一していただくと大変ありがたいなと思うんですが。すいません。

○事務局 はい、ありがとうございました。

○議長 統一は難しいと思います。流域がもっと大きくなると1日の雨量をとらなくちゃいけないとか、非常に小さくなると1時間とか、30分の雨量が効きます。それを何倍してそうなるわけじゃないんです。短い時間の雨量は強いので、その辺の説明を。

○事務局 丁寧にしてですね。

○議長 確かにわかりにくいところだと思います。

ほか、何か。はい、どうぞ。

○委員 小匠ダムというんですか、あれは多分農林局でつくったダムだと思うんですけども、河川管理者が設置したダムじゃないんですけど、ここで400 m³/sカットということを言われているんですけど、事前調整等は、農林局とはやられているんですか。

○事務局 はい。県庁の中では情報交換しながら調整をしております。

○委員 了解はされているということで解釈をしてよろしいですね。

○事務局 はい。

○委員 はい。わかりました。

○議長 ほかに何か。はい、どうぞ。

○委員 先ほど私、文書を見間違えていまして、先ほどの意見はこの太田川についてなんです。すいません。それでカワラハンノキという言葉的那智川の方に入れてくださいますんでそれはカットします。

それと、動植物の環境アセスメントを見せていただけますでしょうか。後日でも結構です。

○議長 また後ほど説明していただいて、ご意見をいただけたらと思います。

ほかに、何かございますでしょうか。

流量の観測点、水位観測点は、この南大居というところにあるんですね。後の資料を見ますと、現在の計画基準点大宮橋より大分上流ですよ。それで、基準点を、もう既に流量のデータが蓄積されている南大居から下流の大宮に基準点を移された理由が1つと、先ほどから現状の利水に関しての流況データがないようなお話だったんですが、この南大居でデータが何十年かあるようですので、それを踏まえてある程度利水に関しては量的なものは出せないか。これは先ほどの那智川は水位・流量観測点がなくてデータがないようなんですが、ここはデータがダムもあることで蓄積されているので、流況に関して少し暫定的な数値でも出せないかどうかということ、その2点に関して。

○事務局 はい。ちょっと宿題にさせていただきます。

○議長 あ、そうですか。

○事務局 はい。整理してまたご報告したいと思います。

○議長 ほかの人はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 小さいことですが、たしかシロウオ、ここに上りませんか、太田川。表に出てこ

ないんですよ。これは和歌山県でも1つ、2つ、3つぐらいの川しかないんですよ。昔は左会津川もたくさんおりましたけど、だから今となってはこれかなりな、ここのはですね、一番県下で多いんじゃないかと思うんですけども。ちょっと、やっぱりそういう環境の面を、どこかデータありますか。

○事務局 「環境情報図」の方には。

○委員 出てある。

○事務局 はい。出ていますが、こちらの本文からは落ちているので、はい、こちらに載せるようにいたします。

○委員 海から干潮域を越えて淡水域にまで上りますから、川の下流域の魚類ということで、県内では大きな特徴的な魚になると思います。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 そのシロウオのはこの間お話が出たと思うんですけど、めっきりとれなく、今年とはとれなかったとかいうお話を聞きました。やっぱり砂がたまり過ぎて、川がうまいこと流れないからとか言って、地元の方はおっしゃっていました。それと、さっき太田川の南大居、私もうちょっと住所は忘れたんですけど、大分川幅広げてなくしてありますね、太田川も。そしたらやっぱり本当に太田川らしい雰囲気じゃないんですよ、もうそこは。だからそういうような雰囲気を残すというか、今ある自然を大事にしてというのは、河川という本を送っていただいているんです、毎月。その本楽しみに見せていただくんですけど、その中では環境保全、何が大事、多自然型工法とか言って物すごい書いてあるんですけど、実際はやっぱりちょっとかけ離れたことになってしまっているんで、その点をもう本当にそれを大事にしながら景観とかそういうの、今ある動植物を大事にしながら、それから地元の人とも話しながらやっていただきたいと思うんです。よろしくお願いします。

○議長 ほかに何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 すいません。河川の維持管理に関する事項の5番なんですけども、4ページの最後の「河川の維持管理には、地域住民や関係機関と」、最後まで那智川とそっくりなんですけど、これはもうそっくりでやっぱり良いと言うか、こういうことでしかやはり、なんですか。

○事務局 はい。ご指摘の趣旨が非常によく。それで、今確かに我々も同じような文面になっているというのは認識しているんですけども、具体的に、じゃどういうやり方で関

係機関との連携を図れるか、また地域住民の方と連携できるかというのは、現場に出てみないとわからない部分もございますので、ここをよく、より具体的にできるのが整備計画のタイミングなんだろうなというふうに思っているんです。もし、太田川と那智川で流域の現地の関係機関でこんなところが違うのでこういう点に十分配慮するべきだとか、そういったお話があればこの部分に書き込んでいきたいと思うんですが。

○議長 先ほど言いましたように、次回まで少し時間がありますので、ぜひ。はい、どうぞ。

○委員 ちょっとお願いをしておきたいと思うんですが、我々は基本計画を策定するといえますか、その委員会だろうと思っています。整備計画が後でされるわけですが、我々にはそれには関与できないということでもあります。ですから、基本計画の中に、できるだけ皆さんのおっしゃるように、細かく明記していただくということが、こんなにいろんな時間をとるということがなくなるのではないかなというふうに思うわけなんです。

私どもも、先ほどから委員さんもおっしゃっておられましたように、私は現地を知っております。河口から水がぼたぼたと落ちるところまで、もう3度も4度も歩いておりますので、全部わかっておりますけれども、漁場管理委員会の会長もさせていただいております関係上、太田川は漁業組合ありますから、それらの関係でよく各河川歩かせていただいておりますわけなんです、そういう点からしてみても、おっしゃっておられるように、ちょっとかさ上げというたらいいんか、利水をするときのそういうふうなものとか、かさ上げよりはもう少し大きいなというようなもの等が水をせきとめるのではなくて、ちょっとかさ上げをして、そこから取水するよというような箇所が非常に多いわけなんです、あそこの。

ですから、国交省からも通達は来ると思うんですが、課長さんも出身といいますか、そちらから来られておられますので、国交省は魚にやさしい川づくりとか魚の住みよい川づくりとか、いろんなことをパンフレットにして出されて、それを推進されておられるわけで、各都道府県にはそれを推進するよということに来ておると思うんです。

ところが、先ほどから委員もおっしゃっておられるように、今まで、今やっておる工事にしても、そういうことを配慮に入れられた工事がそれじゃやっておられるかという、ちょっと疑問を感じる点もございます。ですから、そういう国の方針が、本来は都道府県から突き上げて国の方針が決まるわけなんですけども、国がそういう方針を決めてやってきておるにもかかわらず、都道府県がそれに従っておらないとまでは言いませんけれども、そういうふうな形が多いように見受けられます。

ぜひ、ひとつ先ほどから言われておりますように、低水護岸をつくったりとか、川幅を広げて引堤をしたり、また堤防のかさ上げをしたりとかいうような形の中で、この太田川も50分の1ですから、50年に1回のもも想定して、基本計画を打ち立てようということだと思っておりますけれども、ああいう形で低水護岸的なものが出てくるような形になりますと川じゃなくなるんですね。全くの水路になってしまう。そして水がふえたときだけ高水敷に乗って、そして流れて行くというようなことで、水を流すための水路ということになってきております。ですから、そういうふうなことではなしに、いろんな面に配慮されて、特に河床で住む魚類とかカニとか、そういうふうなものにも配慮した形の中で工事は進めていただくことが一番肝要かと思っておりますので、川に住むものにやさしい川づくりをするというのが国交省の河川局から出ておりますパンフレットでありますから、そういう形でぜひ進めていただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長 はい。どうもありがとうございました。また、河川整備計画の委員会、まだ進捗状況がはかばかしくないようでございますが、ぜひそういうところにご意見を反映していただきたいと思っております。

ほかに何か。よろしいでしょうか。

では、ひとまず、次のパブリックコメントについての議題に入って、またあと時間がありませんでしたら、戻ってご意見を伺いたいと思っております。お願いいたします、(4)番ですね。

○事務局 そうしましたら、資料の7番でご説明させていただきたいと思っております。スライドは用意してございませんので、お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

今回、一番最初冒頭にも申し上げたとおり、パブリックコメントを実施したいと思っております。実施のやり方をまず資料7の1枚目に書いております。

募集期間として11月7日から11月26日までの期間、意見を募集する。そして資料についてはインターネット、ホームページで見られるようにするということと、それから閲覧場所としてここに4カ所書いておりますけれども、県の河川課、それから東牟婁振興局新宮建設部で見られるようにする。それから那智勝浦町建設課で見られるようにする。それから県庁の情報公開コーナーで見られるようにすると。現場に近い閲覧場所としては新宮建設部もしくは那智勝浦町の役場になります。この2カ所で現物は見られる、それからインターネットでは情報を公開するという方法をとりたいと思っております。

それから意見の提出方法については、郵送、ファクス、電子メール、それから直接ご持参いただいても構いませんが、そういった方法で意見をいただきたいと思っております。提出さ

れた意見については、私どもの方で整理をいたしまして、趣旨が把握しきれない場合についてはご本人さんに直接ご意見の趣旨も確認しながらご意見の内容をきちんと整理をして、それに対して対応できるのかもしくはできないのか、できないならばなぜできないのかといった対応表を作成いたしまして、対応する場合には基本方針の本文のこの部分をこういう形で修正いたしますと、そういった形で対応案を作成して次回の河川審議会にお諮りしたいというふうに考えております。

実際に閲覧していただく資料の内容でございますけれども、資料7の1枚めくっていただきまして、その後ろに概略の図面を用意しております。那智川水系についての資料が頭から4枚分ございまして、同じように太田川水系の特徴と課題等資料を4枚分用意いたしまして、それぞれの川について河川整備基本方針の文案、先ほど見ていただきましたが、それもあわせて閲覧場所で見られるように準備したいと考えております。

パブリックコメントについては以上でございます。

○議長 別紙の、これも一緒に説明して下さい。

○事務局 失礼しました。今回が11月2日、別紙のフローチャート、流れ図を見ていただきたいと思っておりますけれども、一番上から順番に進めてまいりまして、国交省協議ですとか先ほど太田川の小匠については農林部局とも協議をいたしました。庁内連絡会議を開催したりといった形で調整を図りまして、今回お諮りしたのがごらんいただいた案でございます。11月2日に第9回、きょう河川審議会が開催されまして、ご意見を賜っているところでございますが、これから11月7日から26日の間にパブリックコメントを実施しまして意見を募集します。12月中旬、たしか11月5日ぐらいまでにお返事いただくような形で日程調整のご連絡させていただいているかと思っておりますけれども、12月中旬ぐらいに次回第10回の河川審議会を実施いたしまして、それまでに先生方からいただいたご意見への対応ですとかパブリックコメントでいただいたご意見への対応、これを整理しまして、また今日いただいた宿題についてもご報告させていただきたいと思っております。第10回で審議が十分となりました場合は、それに基づきまして国交省の方に同意申請書を上げていくという流れになります。

同意申請で同意するという返事をいただきましたら、この河川整備基本方針が決定されるといった流れになります。第10回で議論を切るという話ではなくて、必要があれば11回、12回という形で継続いたしますので、その点についてはご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 はい。以上、パブリックコメントに関して、それと今後のスケジュールといいますが手続等についての説明がありましたが、何かご質問、よろしいでしょうか。

これはパブリックコメントに20日間かけられて、それで事務局の方で内容を検討して、修正等を考え、またそれを公表されるんですか。この期間、12月までにまたインターネット、ウェブで。それは審議会終わってからですか。

○事務局 パブリックコメント、そうですね。

○議長 意見を出された人に対してどのように対応されるのですか。

○事務局 意見を出された方に対しての対応の案は事務局でつくりますけれども、その案が妥当かどうかについては、次回の第10回の河川審議会でごらんいただいて、それで妥当ということになりましたら公表していきたいと思えます。

○議長 その場合は、基本方針（案）の文書だけを最後に公表することになるんですか。それとも、これに対してこう対応したということは。

○事務局 ほかの川でも対応表も含めて公表している事例が見られますので。

○議長 そうですね。それが必要だと思いますね。基本方針に織り込めない整備計画の方の質問や意見等が多いと思いますね、どうしても。ですからそれに対してやはりコメント出された方に丁寧に対応しないと、次からまたいい意見が上がってこなくなる可能性がありますよね。はい、どうぞ。

○委員 そのとり方ですが、インターネットと閲覧ということになってございますね。この2つだと、かなり、どういいますか、限られるというか、例えば町民と言うたらいいのか地域の住民と言うたらいいんですかね、抽出アンケート、直送アンケートをとるんですかね。そういうことは考えておられなかったのかどうか。何かこの2つに限ってということで、その辺の意味は。

○事務局 やり方について、一番最初に整備計画と基本方針について説明しましたけれども、整備計画の方では住民にアンケートをさせていただくというようなやり方もやっております、基本方針の段階ではこのぐらいのやり方でご意見を募集していきたいと思っております。それで、確かにご指摘のとおり、それで十分このパブリックコメントをやること自体の周知が十分なのかという点が気になりますので、そこはパブリックコメント、ご意見を募集していますという告知は、例えば公民館に張り紙をさせていただくといったやり方で広い範囲の方に知っていただくというようなことはやっていきたいと思えます。

○議長 地域の方も、もちろん重要ですが、ほかに県下全体とか、やはり世界遺産となる
とほかの方も関心があると思いますので、そこは、うまく広報していただく必要があるか
と思いますね。あと2分ぐらい残っているかと思いますが。

では全体を通じて何かご意見等ございますでしょうか。きょう初めて説明を聞かれた方
もあろうかと思いますが、非常に膨大な資料ですので、またお帰りになってぜひ目を通し
ていただいて、事務局の方に、メールとか文書でご意見を寄せていただいて。これいつご
ろまででいいんですか、26日にパブリックコメントが出ますから、そのころまでに意見を
事務局あてに出していただけたらと思います。

12月中旬の日程はまだ決まっていない。

○事務局 まだ確定はしてありませんが。

○議長 ああ、そうですか。ここにおられる方のご都合は聞いておられるんですか。先に
予定を聞かれてから時間がたっておりますので、絞り込まれたらぜひ日にちを。

○事務局 きょうご出席の委員の方のご予定は、できればこの場で伺えればと思います。

○議長 今、何日を候補に考えておられるんですか。

○事務局 12月17日もしくは18日を予定しておりますけど。

○議長 17日、ご都合いい方が多いようでそのような方向で。またきょう欠席されている
方もおられますが、一応17日をとということで。

それでは、ほぼ時間になったようですので、閉じさせていただきたいと思います。事務
局の方へお返しします。

○司会 どうもありがとうございました。

最後に、事務局よりごあいさつ申し上げます。

○事務局 どうも本日は本当に熱心にご審議いただきましてありがとうございます。きよ
ういただきましたさまざまなご意見、事務局で整理させていただきまして、12月の次回の
審議会には事務局で案をまた出させていただきたいと思います。

それから、次で一応、次回の審議会で、今の太田川と那智川についてはまとめていき
たいと思いますので、ひとつ皆さん、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○司会 これをもちまして第9回和歌山県河川審議会を終了させていただきます。本日は
どうもありがとうございました。